平成２６年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市郡山町2230番地10
債務者　重久あけみ
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿児島市野尻町268番地４
債務者　大杉　真理
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町４番28号　友原ビル201号
債務者　壽　辰一郎
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１７号
鹿児島県大島郡喜界町大字志戸桶4613番地
債務者　南　　由香
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第４９号
鹿児島県鹿屋市南町2350番地
債務者　新屋ケサミツ
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
秋田市手形山西町２番５―４号
債務者　坂本　朋子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５号
山梨県甲府市大里町3642番地１　レストハイムＮＨ101号室
債務者　角田　由香
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
福岡県飯塚市川津176番地　篠崎コーポ203
債務者　林　　英司
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第８４号
大分市庄境７番15号
債務者　藤澤　知佳
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
大分市大字中戸次1572番地の３　安東アパート101
債務者　今村さゆり
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６１号
三重県鈴鹿市安塚町1377番地の40
債務者　渡辺アドリアノこと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＡＤＲＩＡＮＯ
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５３号
滋賀県彦根市開出今町1769番地
債務者　馬場　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３００号
神戸市中央区中島通２丁目４番６号、従前の住所神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１サン・コーポラス港島1414号
債務者　新田　恵治
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５０号
神戸市東灘区本山南町６丁目１番５―Ａ201号
債務者　水田　抄苗
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６５号
神戸市東灘区深江南町４丁目７番23―703号
債務者　木村　幸夫
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
兵庫県伊丹市船原１丁目４番12―403号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台２丁目２番地２
債務者　ＮＡＤＡＯ建築こと　中之薗洋雄
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３号
兵庫県伊丹市船原１丁目４番12―403号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台２丁目２番地２
債務者　中之薗由香里
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係